ト　点検を行った際に使用した測定器等の名称若しくは型式、製造事業者名、製造番号、較正等の年月日、較正機関名及び較正等を受けた方法（ただし、較正等の方法が法第二十四条の二第四項第二号ニに規定する方法に該当する場合は、当該点検に使用した測定器等を較正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、直近の較正等を行った年月日及び較正を行った者の氏名又は名称を併せて記載すること。）

チ　判定を行った判定員の氏名

リ　総合試験において無線設備の操作を行った無線従事者の氏名、無線従事者の資格及び免許証の番号

二　点検のみを行った場合　次のイからチまでに掲げる事項を記載した帳簿又は前条の点検結果通知書の写し

イ　点検を行った無線設備等に係る無線局の種別、識別信号及び免許の番号、予備免許の番号又は許可の番号

ロ　点検を依頼した無線局の免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称

ハ　点検を行った年月日

ニ　点検を行った場所

ホ　点検の結果

ヘ　点検を行った点検員の氏名

ト　点検を行った際に使用した測定器等の名称若しくは型式、製造事業者名、製造番号、較正等の年月日、較正機関名及び較正等を受けた方法（ただし、較正等の方法が法第二十四条の二第四項第二号ニに規定する方法に該当する場合は、当該点検に使用した測定器等を較正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、直近の較正等を行った年月日及び較正を行った者の氏名又は名称を併せて記載すること。）

チ　総合試験において無線設備の操作を行った無線従事者の氏名、無線従事者の資格及び免許証の番号

第十二条第二項中「登録点検事業者等」を「登録検査等事業者等」に、「第二条第二項第六号」を「第二条第二項第一号へ若しくは第九条第二項第六号」に改め、同条を第二十二条とする。

第十一条中「登録点検事業者等」を「登録検査等事業者等」に、「当該点検の結果を、別表第五号に定める登録点検結果通知書をもって」を「別表第八号に定める点検結果通知書により」に改め、同条を第二十一条とする。

第十条を第二十条とする。

第九条第一項中「第七十三条第三項」を「第七十三条第四項」に、「法第二十四条の二第一項又は法第二十四条の十三第一項の登録に係る点検（以下「点検」という。）」を「点検」に、「別表第四号」を「別表第七号」に改め、同条第二項中「登録点検事業者等」を「登録検査等事業者等」に、「（第八条第二項において準用する場合を含む。）」を「又は第九条第二項」に改め、同条第三項中「登録点検事業者等」を「登録検査等事業者等」に改め、「国が開設するもの」の下に「（第十五条に規定する無線局で国が開設するものに限る。）」を加え、同条を第十九条とし、第三章中同条の前に次の四条を加える。

第十五条　法第七十三条第三項の総務省令で定める無線局は、次の各号のいずれかに該当する無線局（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局）とする。

一　法第百三条の二第十二項各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局その他これらに類するものとして電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第十四条各号に掲げる無線局

二　法第百三条の二第十三項第一号及び第二号に掲げる無線局

三　地上基幹放送局

四　船舶局（旅客船の船舶局に限る。）

五　航空機局

六　地球局（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号に規定する一般放送及び同条第十三号に規定する衛星基幹放送の業務の用に供するものに限る。）

七　航空機地球局

八　船舶地球局（旅客船及び第一号の無線局を開設する船舶の船舶地球局に限る。）

九　人工衛星局（放送法第二条第三号に規定する一般放送の業務の用に供するものに限る。）

十　衛星基幹放送局

十一　前号までに掲げる無線局の他、無線局の目的及び利用方法を勘案して、総務大臣が別に告示する無線局

（検査の実施項目等）

第十六条　法第七十三条第三項の総務省令で定める検査の実施項目は、別表第五号のとおりとする。

2　登録検査等事業者は、第二条第二項第一号の登録に係る業務実施方法書に従って適切に検査を行わなければならない。

（検査の実施方法等）

第十七条　検査の実施方法等については、総務大臣が告示するところによるものとする。

（検査結果証明書の交付）

第十八条　登録検査等事業者は、検査を実施したときは、別表第六号に定める検査結果証明書を検査を依頼した者に交付しなければならない。

第三章の章名中「係る」の下に「検査又は」を加え、同章を第四章とする。

第八条の見出しを「（外国点検事業者の登録の申請）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の二第三項の業務の実施の方法を定める書類（以下「外国業務実施方法書」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　点検を行う無線設備等に係る無線局の種別

二　点検の事業を行う事務所の名称及び所在地

三　点検の業務を行う組織（申請者が法人の場合に限る。）

四　無線局の種別ごとの点検員の氏名及び法別表第一に掲げる条件のうち該当するもの（当該点検員が同表第一号の条件に該当する場合は、無線従事者の資格（陸上特殊無線技士は、第一級陸上特殊無線技士に限る。）及び免許証の番号）

五　測定器等の名称又は型式及び製造事業者名

六　測定器等の保守及び管理並びに較正等の計画

七　無線局の種別ごとの点検の実施方法

八　点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項

第八条に次の三項を加える。

3　前項第四号の無線従事者の資格のうち、陸上特殊無線技士の資格又は第一級アマチュア無線技士の資格を有する者は、海岸局、航空局、船舶局及び航空機局以外の無線設備等の点検に限って行うものとする。

4　第二項の外国業務実施方法書には、点検員が法別表第一（第一項を除く。）に掲げる条件に該当する者であることの証明書を添付しなければならない。

5　法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の二第三項の総務省令で定める書類は、法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三号に定める様式の書類とする。

第八条を第九条とし、同条の次に次の五条を加える。

（登録外国点検事業者の登録証の様式）

第十条　法第二十四条の十三第二項において準用する第二十四条の四第一項の登録外国点検事業者の登録証の様式は、別表第四号のとおりとする。

（登録外国点検事業者の変更の届出）

第十一条　登録外国点検事業者は、法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の五第一項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を関東総合通信局長に提出しなければならない。

一　登録の年月日及び登録番号

二　変更の内容

三　変更の年月日